

## 関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決)のご案内

令和 6 年 2 月 29 日

関東ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査 委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合 は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

## 【関東ブロック取決事項】

## 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	爪下血腫に対して J059-2 血腫、膿腫穿刺の算定を認めない。 J000「1」創傷処置(100 cm 2 未満)での算定が妥当である。	厚生労働省通知*において「血腫、膿腫その他における穿刺は、新生児頭血腫又はこれに準ずる程度のものに対して行う場合は、区分番号「J059-2」血腫、膿腫穿刺により算定できるが、小範囲のものや試験穿刺については、算定できない。」と示されている。 ほとんどの爪下血腫は爪に注射針で小さな穴をあけて溜まった血を爪の外側に排出するものであること、小範囲であることから、爪下血腫に対しては J000「1」創傷処置(100 cm 2 未満)での算定が妥当と判断する。  ※診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について	適用診療月令和6年6月診療分

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

外科審查室脳外科·外科審查課 佐久間(TEL:03-6778-4084)